



幼稚園における 2歳児定期利用保育事業のご案内



保育園ではなく、幼稚園で平日に一定期間子どもを預けることができます。預けられるのは、3号認定※を受けた満2歳の児童です。利用期間中3歳に達してからも、そのまま幼稚園に預けることも可能です。※子どものための教育・保育給付の3号認定です。



利用までの手続き

兄・姉と同じ幼稚園に、
弟・妹を預けられて安心！



①預けたい幼稚園に利用申請

利用したい幼稚園の応募人数や預けられる時間帯をチェック！

利用したい場合は、園に直接応募します。

この時点でまだ支給認定証が手元にない人は、市役所で支給認定申請をしてください。

②支給認定の申請

利用する場合は、お子さんの「保育の必要性の有無」等を市が定める基準のもとに認定を受けていただく必要があります。申請書や必要書類について、町田市役所あるいは町田市ホームページ（「まちだ子育てサイト」で検索）から入手ができます。

③園から利用決定通知

手元に支給認定証があり、園に申込後利用決定がされれば、利用開始！

※園での応募人数を超えた場合には、利用できないこともあります。



実施園一覧

実施園名	住所	預かり 総時間	預かり 実施日	預かり時間	電話番号
たちはな幼稚園	町田市高ヶ坂 6-29-1	11時間	月～金	7:30～ 18:30	042-726-4984
桜美林幼稚園	町田市常盤町 3613-3	10.5時間	月～金	7:30～ 18:00	042-797-0796

募集人数や募集期限等は実施園によって違うため、直接園にお問い合わせください。
その他ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。



お問い合わせ先

町田市役所 子ども生活部 保育・幼稚園課
電話番号：042-724-2137・042-724-2138

